

新型コロナの影響を受けている組合員の皆様へ！健康保険料の減免制度を活用下さい。

# あなたも**保険料が戻ってくる**かも!?

【申請期限：令和2年12月10日(木)まで】

新型コロナウイルス感染症の影響で

**令和2年の収入(1月～6月の6ヶ月計×2)**  
が令和元年と比較して**30%以上減少見込み**  
の方が対象です。

ただし、令和元年度の※所得合計が1,000万円以下の方が  
対象となります。

※収入(売上)から必要経費を引いて残った額が、「所得」です。



## ◆申請により国民健康保険料(令和2年4月～9月分)が減免となります◆

①収入の減少率が50%以上見込みの組合員

➔ 6ヶ月分の保険料減免!

②収入の減少率が40%以上50%未満見込みの組合員

➔ 4ヶ月分の保険料減免!

③収入の減少率が30%以上40%未満見込みの組合員

➔ 2ヶ月分の保険料減免!

④組合員が感染し、1ヶ月以上入院した場合

➔ 6ヶ月分の保険料減免!

詳しくは、所属の支部組合又は本部までお問合せ下さい。

佐賀県建設国民健康保険組合(佐建国保)